

母子生活支援施設 監査調書【処遇版】

施設種別	
施設名	
実施日	
監査担当職員職氏名	

指摘区分	着眼点	調査内容	区分	状況	根拠等
処遇計画	処遇計画は適切に策定されているか。(基準条例30条)	① アセスメントに基づき、個別の「自立支援計画」を策定しているか。	C		(自立支援計画の策定) 第30条 母子生活支援施設の長は、前条(29条)の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。
		② 「自立支援計画」は、ケース検討会議等により、定期的な評価と見直しを実施しているか。	B		●「児童福祉行政指導監査の実施について」の着眼点について(平成21年6月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長)より (4)「施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができているか」について イ 個々の子どもに対する援助について、その課題、要因、今後の方針及び具体的内容について、ケース会議や職員の報告を通し、職員全員が共有していくように指導・助言を行っているか。
ケース記録	ケース記録等は適切に管理されているか。	① 世帯台帳、指導日誌(業務日誌)を作成しているか。	C		(6)「個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活支援、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか」について ア 子どもの個々の年齢や成熟の度合、特性に応じた自立支援計画を作成し、子どもに対し行った支援の内容等を定期的に検証し、必要に応じて自立支援計画を見直しているか。また、その際子ども及び保護者の意向が十分に尊重されているか。
		② ケース(処遇)記録 ア 個別のケース記録を適正に作成しているか。 イ 施設長が定期的に確認を行い、必要に応じて助言指導を行っているか。	C		
権利擁護	母子の権利擁護に配慮しているか。	① 支援計画の内容や施設の方針、各種規約は分かりやすく説明、情報提供されているか	B		(生活支援) 第29条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。
		② 自立的な生活を確立するための活動を促進しているか(生活力向上のための援助、施設内での自治活動の促進など)	B		●母子生活支援施設第三者評価基準 3「権利擁護」 (1)母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2)母親と子どもの意向や主体性の配慮 (3)入所時の説明等
		③ 施設内・外における母子のプライバシー保護に配慮しているか	C		
生活支援	個々の家庭の状況に応じて、相談・助言等を行っているか。				(生活支援) 第29条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。
		① 個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じて、就労支援体制のほか、家庭生活及び児童の養育に関する相談体制を整えているか。	C		●「児童福祉行政指導監査の実施について」の着眼点について(平成21年6月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長)より (1)「子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか」について ア 子どもや保護者に対しその権利や入所後の支援内容等に関して、入所後及びその後定期的に適切な情報提供を行い、説明責任を果たしているか。特に、子どもに対してはいわゆる「権利ノート」の活用等により、子どもが自分の状況や支援内容等を理解できるよう説明されているか。また、その記録が残されているか。 イ 個人情報の保護について十分配慮されているか。 ウ 子ども自身の意に反して行動を制限する等の指導(外出を制限する等)を行う場合があることを、入所時に伝えているか。 エ 施設の行事や食事等、施設の運営に子どもの意見を反映させるようにしているか。 また、子どもの意見を取り入れられないときには、子どもにその理由を説明しているか。 (6)「個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活支援、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか」について イ 子ども自身の意に反して行動を制限する等の指導(外出を制限する等)を行わなければならないとき、その適否を合議により判断し、指導の内容・方法・結果を記録しているか。 ウ 家庭環境の調整、退所後のアフターケアが適切に実施されているか。
		② 自立を目的とした就労支援・生活支援を適切に行っているか。また、母の就労に際して、子の保育・学童保育・学習等の支援を適切に行っているか。	C		●②③について、自立に際し施設長による身元保証を必要とする場合、適切に応じるとともに、身元保証人確保対策事業などの活用がなされているか。
		③ 退所後のアフターケア(相談その他の援助)が適切に実施されているか。	B		
		④ 適宜、レクリエーションを実施しているか。	B		

指摘区分	着眼点	調査内容	区分	状況	根拠等
関係機関との連携・地域支援		関係機関（県こども家庭センター、市こども支援課、学校、ハローワーク等）との連携を図っているか（基準条例33条）	C		（関係機関との連携） 第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所のほか、必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。 ●「児童福祉行政指導監査の実施について」の着眼点について（平成21年6月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長）より (7)「子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか」について ア 子どもの指導・援助にあたって、自立支援計画の見直し等の際に児童相談所との連絡・調整が適切に行われているか。 イ 子どもの指導・援助にあたって、学校、幼稚園、医療機関、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）等との連携が適切に行われているか。
		母子の地域社会への参加・交流の促進を図っているか	B		
虐待防止への取り組み	職員による虐待防止に向けた取り組みを行っているか。（基準条例11条、12条、13条）				第11条（入所した者を平等に取り扱う原則） 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。 第12条（虐待等の禁止） 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第13条（懲戒に係る権限の濫用禁止） 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項 本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第二項 の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
		① ア. 職員が児童に有害な影響を与える行為をしていないか。 イ. 入所者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いを行っていないか。	C		
		② 虐待防止に向けた取組及び必要な体制整備が行われているか。 ア. 県等主催の子どもの権利擁護に関する研修の参加 イ. 新任職員等に対する、児童の人権に向けた研修の実施（体罰等懲戒権濫用禁止など） ウ. 職員相互のチェックをするなど、虐待が発生しにくい環境を作っているか。（職員単独での密室化した行為の防止）	B		●「児童福祉行政指導監査の実施について」の着眼点について（平成21年6月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長）より (2)「監護及び教育に係る権限の濫用及び被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか」について ア 施設の規程に監護及び教育に係る権限の濫用の禁止に関する事項が盛り込まれているか。 イ 施設内虐待及び子ども間のいじめの早期発見、予防するための取り組み方針が明文化されているか。また、適切に取り組むための体制の整備がされているほか、取り組み状況が記録されているか。 ウ 施設内虐待を発見したときに職員が取るべき対応や手続が定められているか。 エ 施設内虐待や体罰の禁止、その他子どもの権利擁護に関する研修が実施されているか。

指摘区分	着眼点	調査内容	区分	状況	根拠等
苦情受付体制	入所者等からの苦情を受け付けるための窓口の設置等の必要な措置を講じているか。(基準条例20条) ※「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の弾力運用の条件にもなっているので、注意する。	① 苦情処理体制に関する規程を整備し、苦情解決の手続きが明確にされているか。	C		第20条(苦情への対応) 児童福祉施設は、その行った援助に関し、入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 児童福祉施設は、その行った援助に関し、前項の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る県又は市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 児童福祉施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に、できる限り協力しなければならない。 ●「児童福祉行政指導監査の実施について」の着眼点について(平成21年6月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長)より (1)「子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか」について オ 苦情解決のための仕組みを設けて(窓口を設置する等)いるか。 カ 苦情解決の仕組みを保護者、子どもに説明するとともに、苦情受付窓口へ寄せられた内容について適切に対応し、その結果を公表しているか。 キ 苦情解決に当たって、第三者委員を必要に応じて関与させているか。
		② 苦情受付担当者を設置し、窓口を決めているか。	C		
		③ 苦情受付窓口及び解決への手続きを、入所者及び職員に周知しているか。(施設内掲示や利用者への直接説明など)	C		
		④ 第三者委員を設置しているか。	C		
		⑤ 苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の氏名、連絡先は、常時確認できる状態で公表されていること。(書面交付、掲示)	C		
		⑥ 苦情内容や解決に至る経過の記録を整備しているか。	B		
		⑦ 苦情内容等について定期的に第三者委員に報告していること。	B		
		⑧ 苦情内容や解決結果について公表しているか(公表は一般向けにも行われていること)	B		
		⑨ 苦情解決等に関する情報の公開を行う場所(掲示板)の確保は適切にされているか。	B		
自己評価・第三者評価	施設運営の質の評価・公表を適切に実施しているか(基準条例31条)	① 第三者評価を3年に1回以上受審しているか。また、受審しない年であっても、国の定める第三者評価基準の評価項目に沿って自己評価を実施しているか。	C		第31条(業務の質の評価等) 母子生活支援施設は、自らその行う法第38条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 ●「社会的養護関係施設の自己評価と第三者評価の取組」について(平成24年9月7日事務連絡)要旨 施設においては、ホームページ及び広報誌等によるほか、施設において自由に閲覧できる方法、閲覧の請求があった場合にすぐに開示できる方法により公表する
		② 評価の結果は適切に利用者に公表されているか(第三者評価の結果については、一般向けにも公表されていること)	C		
		③ 評価の結果を検討し、適切にフォローアップを行っているか。	C		

監査員用備考:苦情解決結果の公表について
 運営費弾力運用通知(平成16)問3では「利用者のみならず一般に対してもホームページ及び広報誌等の活用により公表すること」とされている。
 →「一般に対しても」については、施設の特異性を考慮して、最低限、玄関先での掲示等で施設訪問者が自由に閲覧できる形態で公表されていれば、可とする。

指摘区分	着眼点	調査内容	区分	状況	根拠等
個人情報保護		入所者の個人情報保護の体制ができているか。(基準条例19条)			第19条(秘密保持等) 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
		① 正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は保護者の秘密を漏らすようなことをしていないか。	C		
		② 施設長は、個人情報保護の重要性を職員に周知するなど、漏洩防止のため、必要な措置を講じているか。	B		
事故防止		入所者等の事故防止に向けた取り組みができているか(基準条例6条)			第6条(一般原則) 6 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 ●「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成21年6月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長)より (4)「施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができているか」について ウ 施設における事件・事故の発生について、職員間の情報伝達、報告を速やかに行うように徹底しているか。 (5)「子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか」について ア 入所している子ども及び職員への安全教育等、安全確保・事故予防のための組織的体制が整備されているか。 イ 入所している子どもの病気・事故等に対応するための研修や、事件・事故予防のための研修等が行われているか。 ウ 事件・事故が起きた際の対応を具体化した危機管理マニュアルは作成されているか。 エ 事故防止のための危険箇所点検リストを作成し、定期的に施設内の安全点検を実施し、その記録は整備されているか。
		① 危険な箇所はないか。 ⇒軽微なものはB、それ以外はC	B C		
		② ヒヤリ・ハットの活用、事故予防に対する研修の実施、事故が起きた際の対応を具体化したマニュアルの整備など、事故予防に対する取り組みを行っているか。	B		
		③ 事故に備え、損害保険加入等の対策を講じているか。	B		
		④ 発生した場合、事故の状況や採った処置等を記録するとともに、再発防止策を講じているか。	C		
安全計画		安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。(基準条例7条の2)			第7条の2(安全計画の策定等) 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 (保育所のように適用される規定のため省略) 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
		①安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。	B		
		②職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に規定する研修及び訓練を定期的に実施しているか。	B		
		③定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更をしているか。	B		
自動車運行する場合の所在の確認		児童の施設外での活動等のために自動車を運行するとき、児童の乗降車の際に、児童の所在を確認しているか。(基準条例7条の3) →未実施はC、内容が不十分な場合はB			第7条の3(自動車を運行する場合の所在の確認) 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。
		児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	B C		

指摘区分	着眼点	調査内容	区分	状況	根拠等
入所者預り金		入所者から預り金を管理している場合、適切に処理しているか。			●「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監督の徹底について」5-(4)-エ また、施設利用者からの預り金の適正な保管及び処理について十分点検されたいこと。
		① 現金等の管理者と、印鑑・証書の管理者を別にするなど、内部での牽制体制がとれているか。	C		
		② 預り金管理規程を整備するなどして、統一した処理を行っているか。	C		
		③ 入所者から金銭を預かる場合、事前に説明し、同意を得ているか。	B C		
		④ 退所者について、適切に精算をしているか。	C		
		⑤ 預り金台帳(金銭出納帳)を個人別に整備しているか。また、金額の一致等について定期的にチェックし、施設長に報告しているか。	B		
		⑥ 施設で支払うべきものを入所者に負担させていないか。	C		

指摘区分	着眼点	調査内容	区分	状況	根拠等																
健康管理	入所者に対して、健康診断を実施しているか。(基準条例16条) ⇒一部漏れは、それ以外は<C>	<table><tr><td>① 母子について、入所時の健康診断を実施しているか。(児童については、児童相談所等における児童の入所前の健康診断で代用可。)</td><td rowspan="5">B C</td><td></td></tr><tr><td>② 母子について、定期健康診断を年2回以上実施しているか。(児童については、通学する学校における健康診断で代用可。)</td><td></td></tr><tr><td>③ 健康診断の実施結果を母子手帳等に記入し、必要に応じ、入所の措置、助産の実施等の必要な手続きをとっているか。</td><td></td></tr><tr><td>④ 夜間における急病等について、緊急時の体制を整備しているか。</td><td></td></tr><tr><td>⑤ 嘱託医師について、就任承諾書等が保管されていること。</td><td></td></tr></table>	① 母子について、入所時の健康診断を実施しているか。(児童については、児童相談所等における児童の入所前の健康診断で代用可。)	B C		② 母子について、定期健康診断を年2回以上実施しているか。(児童については、通学する学校における健康診断で代用可。)		③ 健康診断の実施結果を母子手帳等に記入し、必要に応じ、入所の措置、助産の実施等の必要な手続きをとっているか。		④ 夜間における急病等について、緊急時の体制を整備しているか。		⑤ 嘱託医師について、就任承諾書等が保管されていること。			第16条(入所した者及び職員の健康診断) 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表(⇒下表①参照)の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄(⇒左欄)に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続きをとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たつては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。 <table><tr><td colspan="2"><表①></td></tr><tr><td>児童相談所等における児童の入所前の健康診断</td><td>入所した児童に対する入所時の健康診断</td></tr><tr><td>児童が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>	<表①>		児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断	児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
① 母子について、入所時の健康診断を実施しているか。(児童については、児童相談所等における児童の入所前の健康診断で代用可。)	B C																				
② 母子について、定期健康診断を年2回以上実施しているか。(児童については、通学する学校における健康診断で代用可。)																					
③ 健康診断の実施結果を母子手帳等に記入し、必要に応じ、入所の措置、助産の実施等の必要な手続きをとっているか。																					
④ 夜間における急病等について、緊急時の体制を整備しているか。																					
⑤ 嘱託医師について、就任承諾書等が保管されていること。																					
<表①>																					
児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断																				
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断																				
衛生管理	母子室の衛生管理等について(基準条例6条、14条)	<table><tr><td>① 施設の採光、換気等のほか、その設備や用具、食器、飲用水等について衛生的な管理を行っているか。</td><td rowspan="2">B C</td><td></td></tr><tr><td>② 職員に対して衛生管理に関する研修を年1回以上実施しているか</td><td>B</td><td></td></tr><tr><td>③ 感染症が発生、まん延しないように、必要な措置を講じるよう努めているか。(感染症マニュアルの作成など)</td><td>B</td><td></td></tr></table>	① 施設の採光、換気等のほか、その設備や用具、食器、飲用水等について衛生的な管理を行っているか。	B C		② 職員に対して衛生管理に関する研修を年1回以上実施しているか	B		③ 感染症が発生、まん延しないように、必要な措置を講じるよう努めているか。(感染症マニュアルの作成など)	B			第6条(一般原則) 6 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 第14条(衛生管理等) 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3 母子生活支援施設は、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 ●「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日) 職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。また、年1回以上、職員を対象として衛生管理に関する研修を行うこと。								
① 施設の採光、換気等のほか、その設備や用具、食器、飲用水等について衛生的な管理を行っているか。	B C																				
② 職員に対して衛生管理に関する研修を年1回以上実施しているか		B																			
③ 感染症が発生、まん延しないように、必要な措置を講じるよう努めているか。(感染症マニュアルの作成など)	B																				
運営規程 (管理規程)	運営規程(管理規程)が整備されており、記載すべき事項が記載されているか。(基準条例17条)	<table><tr><td>規程内容が適切であるか。また、規程内容と運用の実態に差異はないか。</td><td>C</td><td></td></tr></table>	規程内容が適切であるか。また、規程内容と運用の実態に差異はないか。	C			第17条(児童福祉施設の規程) 児童福祉施設の長は、児童福祉施設の運営について次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。 (1) 入所する者の援助に関する事項 (2) その他施設の管理についての重要事項														
規程内容が適切であるか。また、規程内容と運用の実態に差異はないか。	C																				

指摘区分	着眼点	調査内容	区分	状況	根拠等
職員研修		職員を積極的に研修に参加させ、質の向上に努めているか。(基準条例9条)			第9条(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等) 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
		① 施設内研修を実施しているか。(新任職員については、体系的なカリキュラムにより実施しているか)	B		●「児童福祉行政指導監査の実施について」の着眼点について(平成21年6月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長)より (3)「個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか」について
		② 研修記録が整備され、復命等で職員に周知・活用されているか。	B		ア 基幹的職員を配置する等により、職員に対し子どもに対する支援の内容等に関する適切な指導(スーパーバイズ)が行われているか。また、職員の精神的負担を軽減するための助言等が行われているか。 イ 子どもの状況に応じた指導方法の習得等について研修等を実施し、職員の援助技術の向上が図られているか。
帳簿の整備		必要な帳簿等を整備しているか。(基準条例18条) ①職員に関する帳簿 ②財産に関する帳簿 ③入所している者の処遇に関する帳簿	C		第18条(児童福祉施設に備える帳簿) 児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
業務継続計画		業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるよう努めているか。(基準条例13条)			第13条(業務継続計画の策定等) 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
		業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるよう努めているか。	B		2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
		職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めているか。	B		3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
		定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めているか。	B		

人員基準項目

着 眼 事 項		根 拠	確 認 書 類	区分	指摘(問題点)の内容等
<人員基準>					
1 施設長の状況					
1 施設長は、専任か。	施設長の専任化を図ること。 施設長は専任かつ常勤とすること。	社会福祉法第66条	・出勤簿 ・勤務シフト ・辞令	C	重度かつ大規模化した施設についてはC
2 施設長資格はあるか。	次のいずれかに該当し、かつ全国母子生活支援施設協議会の行う研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、施設を適切に運営する能力を有すること。 ① 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師 ② 社会福祉士の資格を有する者 ③ 母子生活支援施設に3年以上勤務した者 ④ 上記①～③と同等以上の能力を有すると認められる者で、次の期間の合計が3年以上の者又は全国社会福祉協議会の施設長資格認定講習課程を修了した者 ・児童福祉司となる資格を持つ者が児童福祉事業に従事した期間 ・社会福祉主事となる資格を持つ者が社会福祉事業に従事した期間 ・社会福祉施設に勤務した期間(上記2つの期間を除く) ※就任前の受講が望ましいが、就任後最初に行われることでも差し支えない	基準条例27条	・履歴書 ・研修受講記録、修了証	C	
3 施設長の資質向上が図られているか。	施設長は2年に1回以上、全国母子生活支援施設協議会が行う研修を受講しなくてはならないこと。	基準条例27条の2	・研修受講記録、修了証	C	
4 施設長の施設管理は適切か。	職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていること。			C	
2 人事管理					
1 基準上の職員の一般的要件は満たされているか。	職員は健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のあるものであつて、できるかぎり児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならないこと。	基準条例8条		C	

人員基準項目

着 眼 事 項		根 拠	確 認 書 類	区分	指摘(問題点)の内容等
2 基準上の職員は配置されているか。	以下の職員が配置されているか。 ① 母子支援員 定員20世帯以上の施設については、3名以上であること (10世帯以上20世帯未満の施設については、2人以上であること) ② 嘱託医 ③ 少年を指導する職員 定員20世帯以上の施設については、2名以上であること ④ 調理員又はこれに代わるべき者 調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる (同一敷地内にある他の社会福祉施設との兼務は、支障をきたさない場合は可) ⑤ 心理療法担当職員 心理療法を要する母子が10人以上いる場合は必須であること ⑥ 個別対応職員 配偶者から暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子については、個別対応職員を配置しなければならないこと ⑦ 保育士 保育所に準ずる設備を設ける場合は、乳幼児おおむね30人につき1人以上の保育士を配置すること(ただし、1人を下ることはできない)	基準条例26条、32条2項	・出勤簿 ・勤務シフト ・辞令	C	
直接処遇職員は、他の施設と兼務していないか。	[参考] 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。	基準条例10条	・出勤簿 ・勤務シフト ・辞令	C	
3 職員資格を有しているか	① 母子支援員は、次のいずれかの要件を満たすこと。 1 地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 2 保育士の資格を有する者 3 社会福祉士の資格を有する者 4 精神保健福祉士の資格を有する者 5 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項に規定する文部科学大臣の定めるところにより高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認める者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの ② 心理療法担当職員は、次のいずれかの要件を満たすこと。 1 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院の学部で、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修め卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有する者 2 1と同等以上の能力を有すると認められる者	基準条例28条、26条3項	・資格認定書	C	